

## 財務 VOL.28

## 医療法人化しないと老後資金は作れない？

### 医療法人化していないと一生働きつめの人生が待っている？

先日、会員の先生から『ある保険会社主催のセミナーに参加したところ、“個人事業のままでは老後資金が作れず、一生働かなければいけないかも知れないので、医療法人なりをして生命保険に加入し、多額の退職金をもらいましょう”と言われましたが本当にそうなのでしょうか？』というご相談を頂きました。

先生方の中でも「小規模企業共済」や「国民年金基金」、また「保険医年金」や「医師年金」に加入され、コツコツと老後の備えをされている方も大勢おられるでしょうし、個人事業の方全員が一生働かされている訳でもありません。

つまり、「個人事業のままでは老後資金が作れない」という訳ではないのですが、確かに医療法人であった方が色々なメリットを享受できるので、老後資金を作りやすいというのは事実です。

そこで、今号では、先生のご質問に答えさせて頂く意味でも『本当に個人事業のままより医療法人なりをした方が良いのか』について『老後資金』のみに的を絞ってお話をさせていただきますので、「医療法人なり」を検討されている先生や、すでに医療法人ではあるが『そのメリットを活かしきれていないかも知れない…』と不安に感じておられる先生は是非ご参考にして下さい。

### 「医療法人」と「個人事業」を比べてみましょう

まず、医療法人ではなぜ老後資金が作りやすいのか、簡単に理由をまとめますと主に以下の理由が挙げられます。

- 1) 医療法人にて“**資産形成**”(解約返戻金が貯まって)、“**節税**”(保険料の一部または全部を損金で落とせる)が同時に可能な生命保険商品に加入出来る。
- 2) 医療法人で生命保険に加入をするために、個人で加入する生命保険が少なく(または無しで)済む。
- 3) **掛金の法的な上限がない**。
- 4) 退職時に保険を解約、解約返戻金が老後資金となる。  
→ 解約返戻金は「雑収入」となり法人にとって「益金」になるが、「退職金」という「損金」で相殺するので税金がかからない  
※ 損金となる退職金額の目安  
**退職時の役員報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率**
- 5) 「理事長退職金」を受給後も、事業承継が出来ていれば、一定の制約があるものの引き続き「理事報酬」を受給し続けることが出来る(老後資金の積み増し可能)。

つまり、医療法人になれば、貯蓄性の高い生命保険に加入出来て、掛金が損金で節税が出来る(上限なしで)、そしてその相乗効果でより効率の高い準備が出来て、「退職金」の受給後も「役員報酬」をもらい続けることが出来るのです。

これに対して個人事業では、老後資金を準備する手段として「小規模企業共済」や「国民年金基金」、さらに2002年から導入された「個人型確定拠出年金(個人型401K)」などがありますが、それぞれ年間の**掛金上限が決まっております**(どれも約80万円余り)、掛金は全額「所得控除」とはいうものの節税効果は限定的ですし、積立てる年数にも拠りますが、老後資金として十分な金額にはなかなか至りません。

それを補完するために、「医師年金」や「保険医年金」に加入されている先生もおられますが、これらの掛金は「所得控除」の対象ではありませんので、節税をすることなく単に「利回りの多少マシな貯金」をしているだけと言えます。

そして、いざ退職するときは「廃院」となり、先生の収入は途絶えてしまいます(公的年金等だけになるということです)。

### 個人事業でも医療法人でも「生存退職」をお勧めする理由

所得税は10種類の所得に対して、その特性に応じた税負担がなされるように定められていますが、なかでも『退職所得』は老後の生活保障的な性格を有することから、下記ような特典が設けられ、特段に優遇されていることをご存知でしょうか？

#### ① 退職所得控除

⇒ 勤続年数に応じ一定の控除額が認められています。

#### ② 1/2課税(※)

⇒ 退職所得控除後の退職所得は「×1/2」が認められています。

#### ③ 分離課税

⇒ 退職所得は、他の所得と合算されずに分離課税されます。

医療法人の「退職金」も小規模企業共済の「解約手当金」も、個人型401Kの「一時金」も実は『退職所得』扱いであり、個人・医療法人で老後資金の作りやすさに差はあるものの、せっかく特段に優遇された税制があるのでからこれを利用しない手はありません。是非、覚えておいて頂ければと存じます。

今号をご覧になり、個人・法人を問わず『老後資金の形成方法や、勇退までに何をすべきか等についてご相談したい』という先生方は、是非ご相談下さい。お待ちしております。

### (※) 退職所得の課税方法等の見直し[平成23年度税制改正案]

「法人役員等としての勤続年数が5年以下の者については、“1/2課税”を廃止する」との税制改正大綱が現在の民主党政権から出され、未だ与野党間で合意に至らず国会で審議中ですが、おそらく近々に合意され公布・施行されるものと思われます。

これにより、我が国で最も優遇された税制である『退職所得』にとうとうメスが入ったか！という感否めませんが、ただ「勤続年数が5年以下」という縛りをクリアすれば、従来どおりの「1/2課税」は適用されますので、**伝家の宝刀は未だ健在**と言えます。